

7 福介連給第 7 1 号
令和 7 年 1 0 月 2 4 日

指定居宅介護支援事業所管理者 様
指定介護予防支援事業所管理者 様
指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所管理者 様
指定看護小規模多機能型居宅介護事業所管理者 様

福岡県介護保険広域連合
事 業 課 長
（ 給 付 係 ）

居宅サービス計画作成依頼届出書様式の変更及び
事務取扱いの統一について

日頃から当広域連合の介護保険事業にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、この度、地方公共団体情報システムの標準化に対応するため、届出書の様式を変更いたします。

また、当広域連合内での居宅届の取扱いを下記のとおり整理いたしますので、貴事業所におかれましては、ご確認いただきますようお願いいたします。

記

- 1 様式変更及び運用変更日
令和 7 年 1 2 月 1 日（月）
- 2 様式変更について
変更となる様式は以下のとおりです。
 - （1）居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書
 - （2）介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書
 - （3）居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書（（看護）小規模多機能型居宅介護）
 - （4）介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書（介護予防小規模多機能型居宅介護）

なお、関係様式を当広域連合ホームページに掲載しています。

今後はホームページに掲載している様式をご使用ください。

・ホームページ掲載箇所

トップページ＞各種申請・手続き様式＞手続き様式＞サービス利用と給付について

3 事務統一内容

(1) 提出期限について

サービス利用開始月の月末まで

※利用者と契約後は、できるだけ早く提出してください。

(2) 認定申請中に介護サービスを利用する場合の届出について

作成する「暫定プラン」に対応した居宅届を提出してください。要支援と要介護どちらになるか分からない場合は、両方の「暫定プラン」を作成し、両方の居宅届を提出してください。

(問合せ先)

福岡県介護保険広域連合
事業課給付係

TEL:092-981-9073